

## 平成 26 年度第 5 回宇都宮大学経営協議会議事要録

日 時 平成 27 年 3 月 25 日 (水) 15 時 00 分～17 時 09 分  
場 所 ホテル東日本宇都宮 会議室 (2 階 孔雀の間)  
出席者 進村, 飯村, 板橋, 観堂, 木村, 須賀, 角, 浜村, 増山, 森, 築,  
石田, 井本, 茅野, 加藤, 田巻, 藤井, 石井, 杉田の各委員  
藤井監事, 堀監事, 塚本副学長, 佐々木学長特別補佐

議事に先立ち, 平成 26 年度第 4 回宇都宮大学経営協議会議事要録 (案) を確認し, 原案のとおり承認した。

### [審議事項]

1. 業務方法書の変更案について 資料 1  
石田理事から, 資料 1 に基づき, 業務方法書の変更案について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。  
なお, 文部科学省への提出時までには修正の必要が生じた場合は役員会に一任することとした。
2. 平成 27 年度国立大学法人宇都宮大学年度計画 (案) について 資料 2  
石田理事から, 資料 2 に基づき, 平成 27 年度国立大学法人宇都宮大学年度計画 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。  
なお, 文部科学省への提出時までには修正の必要が生じた場合は役員会に一任することとした。
3. 学内規程等の制定及び一部改正について  
  - (1) 国立大学法人宇都宮大学年俸制給与規程 (案) 資料 3-1  
総務課長から, 資料 3-1 に基づき, 国立大学法人宇都宮大学年俸制給与規程 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。
  - (2) 国立大学法人宇都宮大学年俸制適用職員退職手当規程 (案) 資料 3-2  
総務課長から, 資料 3-2 に基づき, 国立大学法人宇都宮大学年俸制適用職員退職手当規程 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。
  - (3) 国立大学法人宇都宮大学年俸制業績評価実施要領 (案) 資料 3-3  
総務課長から, 資料 3-3 に基づき, 国立大学法人宇都宮大学年俸制業績評価実施要領 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。
  - (4) 国立大学法人宇都宮大学職員就業規則の一部を改正する規則 (案) 資料 3-4  
総務課長から, 資料 3-4 に基づき, 国立大学法人宇都宮大学職員就業規則の一部を改正する規則 (案) について説明があり, 審議の結果, 原案のとおり承認した。

(主な意見等)

- ・年俸制に移行した場合、結果的に給与は増えるのか。  
(→ 年俸制の額は、月給制の場合の2年昇給分を積んでいるので、若干ではあるが増える制度設計になっている。)
- ・参考資料(例2)にある、年俸制で新規採用した場合に、最初から退職手当を見込む必要があるのか。  
(→ 退職手当としてではなく、退職手当相当額を業績給として払うものである。)
- ・退職所得控除が使えないので税額が高くなる部分を織り込んで増額している訳であるが、退職手当として支給するような形にはできなかつたのか。  
(→ 文部科学省による年俸制の制度設計によるものである。)
- ・業績評価を受ける方は、その基準をきちんと理解しているのか。  
(→ 教員は、分野によって業績の指標が異なるため、業績評価委員会で評価基準を作成し、それをきちんと示した上で評価を行うこととしている。)
- ・職員を対象とした業績評価はあるのか。  
(→ 職員については、既に人事評価システムがあり、年2回評価を実施している。)

(5) 国立大学法人宇都宮大学役員給与規程の一部を改正する規程(案) 資料3-5  
総務課長から、資料3-5に基づき、国立大学法人宇都宮大学役員給与規程の一部を改正する規程(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(6) 国立大学法人宇都宮大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則(案) 資料3-6  
総務課長から、資料3-6に基づき、国立大学法人宇都宮大学再雇用職員就業規則の一部を改正する規則(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(7) 国立大学法人宇都宮大学職員給与規程の一部を改正する規程(案) 資料3-7  
総務課長から、資料3-7に基づき、国立大学法人宇都宮大学職員給与規程の一部を改正する規程(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(8) 国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(案) 資料3-8  
総務課長から、資料3-8に基づき、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程の一部を改正する規程(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(9) 国立大学法人宇都宮大学リスク管理規程(案) 資料3-9  
総務課長から、資料3-9に基づき、国立大学法人宇都宮大学リスク管理規程(案)について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(主な意見等)

- ・これから新生が入ってくる時期でもあり、歓迎会等での飲酒による事故は大きなリスクである。同じような事故を二度と起こしてはならない。  
(→ サークルに対しては、研修会やDVDを利用した啓蒙を図った。また、サークルの認定申請書についても、誓約書的な様式を加え、更に年間の活動計画も提出

させ、きめ細かい生活指導を実施している。

一般の学生に対しては、研修会を実施するとともに、飲酒抑制の「缶バッジ」を作成し、入学式後のオリエンテーションで配付する予定である。また、既にサークルには配付したところである。）

**(10) 国立大学法人宇都宮大学監事監査規程の一部を改正する規程 (案) 資料3-10**

総務課長から、資料 3-10 に基づき、国立大学法人宇都宮大学監事監査規程の一部を改正する規程 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**(11) 国立大学法人宇都宮大学組織規程の一部を改正する規程 (案) 資料3-11**

総務課長から、資料 3-11 に基づき、国立大学法人宇都宮大学組織規程の一部を改正する規程 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**(12) 国立大学法人宇都宮大学監事に関する規程 (案) 資料3-12**

総務課長から、資料 3-12 に基づき、国立大学法人宇都宮大学監事に関する規程 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**(13) 宇都宮大学学則の一部を改正する規程 (案) 資料3-13**

総務課長から、資料 3-13 に基づき、宇都宮大学学則の一部を改正する規程 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**(14) 宇都宮大学大学院学則の一部を改正する規程 (案) 資料 3-14**

総務課長から、資料 3-14 に基づき、宇都宮大学大学院学則の一部を改正する規程 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**4. 平成 27 年度宇都宮大学予算 (案) について 資料 4-1~4-3**

財務課長から、資料 4-1~4-3 に基づき、平成 27 年度宇都宮大学予算 (案) について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**5. 役員の給与について 資料 5**

総務課長から、資料 5 に基づき、平成 27 年 4 月 1 日付けで新たに就任する学長と理事 2 名の給与について説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

**[報告事項]**

**1. 平成 26 年度中間監事監査報告書について 資料 6**

学長から、平成 27 年 2 月 9 日付けで監事から平成 26 年度中間監事監査報告書の提出があった旨の説明があり、続いて藤井監事及び堀監事から、資料 6 に基づき、同報告書の概要について説明があった。

(主な意見等)

- ・「今次監査のポイント」では、監査の視点として、宇都宮大学ならではの特色をどう発揮したか、地域の課題解決に大学の資源をどう活用したか、教員が地域の最高学府として信頼感を発揮できたか、高等学校 (学校、生徒、保護者) とどの

ようにコミュニケーションをとりながら新学部の創設準備をしてきたか、そのためのマネジメント、ガバナンス、リスク管理がどうであったのかという点であると、より分かりやすいのではないか。

- ・文部科学省が発表した、新設の大学、学部及び大学院の設置計画履行状況調査の結果を見ると、調査対象となった502校中、約半数の253校に「改善意見」が付された。これらは大学の質の低下、或いは入試における選考方法に問題があると言われており、このあたりについては監事のフォローアップは重要である。本学でも新学部設置を進めているところであり、同じ結果にならないよう十分注意していただきたい。

また、少子化や全入学の問題等、大学のマネジメントに重点を置いていく必要がある。そういった観点からも監事の業務は重要である。

(→ 大学の予算は厳しい状況にあるが、学生に対する教育の質の保証をどのように年度計画等に盛り込んでいくかといった観点に注目していきたい。)

- ・学長選考会議は、今後、「次期学長に求められる資質、能力等」の在り方について検討を進めていくこととしている。報告書の中で今回の学長選考について意見等をいただいたが、更に監事から指摘があれば参考にしたい。

(→ 今回の学長選考では、学内委員の多くが関係者（推薦人）になっていたことを懸念している。また、選考会議がどのような形で学長の在り方も含めて議論し、意向調査の結果をどう扱い候補者を決定したかに関心があった。更なる指摘とすれば、学内委員の数が多いのではないかと率直に感じている。)

- ・委員の数については、前回の学長選考では4名ずつであったが、改正して8名ずつになった。今後、見直しについては検討していきたい。また、今回のように学内委員の多くが関係者になったことについても併せて検討していきたい。

また、選考に当たっては、意向調査の結果だけに偏ってはいけないという点は十分理解しており、今回の学長選考では4つのポイント（推薦資料、面接、所信表明、意向調査）に基づいて意見を交わし、最終的には満場一致で学長候補者を選考したところである。

(→ 学長選考会議は今後、選考した学長の業務執行の状況について、恒常的な確認を行うことが求められているので、その点も検討をお願いしたい。)

## 2. 既往監事監査報告に係る取組状況について

### 資料7

学長から、平成26年度中間監事監査報告書で要請された既往監事監査報告に係る取組状況について、平成27年3月20日付けで監事へ報告した旨の説明があり、続いて監査室長から、資料7に基づき、既往監事監査報告に係る取組状況の概要について説明があった。

## 3. 新学部（地域デザイン科学部）の設置について

### 資料8

茅野理事から、資料8に基づき、新学部（地域デザイン科学部）の設置について報告があった。

#### 4. その他

口頭

石田理事から、「大学コンソーシアムとちぎ」が栃木県から支援を受けて実施している「とちぎグローバル人材育成プログラム」が「～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース」に採択された旨の報告があった。

資料

井本理事から、資料に基づき、ローソンの「まちかど厨房」において「ゆうだい 21」を使った弁当の販売を開始する旨の報告があった。

参考資料

学長から、参考資料に基づき、平成 27 年 2 月から 3 月における本学関係記事について紹介があった。

口頭

3 月 31 日で退任する木村委員より挨拶があった。

口頭

角委員より、平成 28 年 1 月から導入される「マイナンバー制度」について、実務上相当な準備が必要になり、かつ罰則も厳しいので、遺漏のないようお願いしたい旨の依頼があった。

口頭

学長から、平成 26 年度経営協議会議事運営協力に対する謝辞があった。

以 上